

泉大津市健康アプリ導入・運用業務仕様書

1. 業務名 泉大津市健康アプリ導入・運用業務

2. 目的

「未病予防対策先進都市」をめざし、市民の健康づくりに取り組む環境整備の推進にあたり、スマートフォン用アプリを通して、自身の健康状態の見える化及びその人にあった健康向上プログラムを提供することにより、市民が未病予防対策を主体的に実践し、病気にならない身体づくりに取り組めるよう支援することを目的とする

3. 履行期間 契約締結日～令和6年3月31日

4. 業務概要

本業務の目的を達成するために、誰もが使いやすくかつ効果的な機能をもったスマートフォン対応の健康アプリを整備、提供し、適切に利用できるよう運用する。

アプリについては、既存サービスの利用を基本とするが、ホーム画面などのデザインによって市独自性を出すこと、また本市が実施している様々な健康づくりに係る取り組みで利用しているアプリや Web サイトへアクセスできるポータル機能を有することを必須とし、令和6年度以降に予定している市のデジタルポイントと連携することを前提として、アプリ内でポイント管理機能を有すること。

5. 業務内容

(1) スマートフォン用健康アプリの整備・提供

別紙「(様式8) 機能要件一覧」の必須要件を満たすアプリを提供すること。また、機能要件一覧のほか、以下の要件を満たすこと。

(ア) アプリのホーム画面(トップ画面)は、「泉大津市」や本市のゆるキャラを表示させるなど、本市が提供しているアプリであることが直感的に伝わるものとする。

(イ) ホーム画面等に、本市が他事業で提供する健康に関するアプリや Web サイトへのバナーやリンクを準備し、健康に関するポータルアプリとしての機能を有すること。

(ウ) リンク先であるアプリや Web サイトへの遷移は、DeepLink や WebView といった機能、サービスにより可能な限りシームレスな遷移を実現すること。なお現時点においてリンク先のアプリとのデータ連携といった開発を要するような複雑な連携は本業務に含まない。

(エ) リンク先であるアプリや Web サイトについては、管理者(市)が任意に設定変更できることが望ましい。

(オ) 利用者登録サイトを準備するなど、アプリ利用者が泉大津市民である事を市が確認

出来るような利用者登録の仕組み・手法を提供すること

(2) 管理用システムの提供

別紙「(様式8) 機能要件一覧」の必須要件を満たす管理用システムを提供すること。

(3) 運用・保守

(ア) 計画的な保守作業等を除き、原則 24 時間 365 日の安定稼働を実現するため、必要な保守を実施すること。

(イ) 外部からの不正アクセスに対応するなど、必要なセキュリティ対策を講ずること

(ウ) iOS 及び Android のバージョンアップが提供された場合においても、アプリが適切に動作するよう必要な保守を実施すること。

(エ) 本市担当者からの電話及びメールでの問い合わせ等に対応できるヘルプデスクを提供すること。

(オ) 本アプリの利用者向けヘルプデスク (コールセンター) を設置し、利用者からの問い合わせに対応出来る措置を講ずること。

(4) ポイントに係る設計・設定等に関する助言及び機能提供

日々のウォーキング等の未病予防対策の実践、健康に関するイベントへの参加状況等に応じて、ポイントを付与するといったインセンティブの設定や、社会通念上妥当なものとなるよう配慮しつつ、利用者にとって継続的に実践する意欲がわくようなインセンティブの運用方法等について、適切な提案、助言及び機能提供が行われること。

なお、導入次年度以降、市独自のデジタルポイントの導入を検討しているため、当該ポイントとの交換を想定しておくこと。

(5) 宣伝・広報支援

アプリ利用促進のための、市民に対する宣伝・広報について企画し、手法やデザインについて市への支援を行うこと。なお、具体的なサイト構築や広報物の印刷は本調達に含まない。

6. 業務スケジュール (予定)

(1) アプリの整備

契約締結日 ~ 令和6年10月31日

(2) アプリ提供・運用開始

令和6年11月1日

上記は目安であり、詳細は協議の上決定する。

7. 翌年度以降の業務について

- (1) 本契約で整備したアプリについては、特別な事情がない限り、令和6年度以降も別途予算措置の上、改めて契約を結び、継続して運用していくことを前提とする。ただし、本市の予算の減額等があった場合はこの限りではなく、業務内容について協議及び調整を行うものとする。

令和5年度想定利用者数 500

令和6年度想定利用者数 3,000

以降、利用者数7,000を目標とする。

- (2) 本業務は令和6年度以降も必要に応じて機能追加を実施する予定である。

8. 成果物

本業務の成果物は以下に相当するものとし、提出の時期については別途協議するものとする。

- (1) プロジェクト計画書
- (2) 要件定義書・各種設計書、設定書
- (3) テスト仕様書兼結果報告書
- (4) 各種マニュアル（管理者マニュアル、利用者向けマニュアル）

9. 個人情報保護及び情報セキュリティの確保等

- (1) 本業務の履行に際し、関係する法律等を遵守するとともに、情報セキュリティの確保と個人情報の保護を目的として、不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、個人情報漏洩対策に関し、十分な措置を講じること。
- (2) 業務上取得した個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及びその他関係法令を踏まえて、個人情報保護の十分な対策を講じること。また業務の一部を再委託する場合には、再委託先の事業者にも同様の対応を徹底させること。
- (3) アプリにおいて、個人情報を収集する際には、本市と協議のうえ、利用規約等を提示し同意を得ること。

10. その他

- (1) 受託者は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た情報（業務に関わる事項及び付随する事項）に関して機密保持を行うこと。
- (2) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 受託者が、本業務の実施に際し、本市または第三者に被害を与えた場合等にあつては、

直ちにその損害を賠償しなければならない。

(4) 本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、当市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項、及び本仕様書の内容に関し疑義が生じた場合については、協議のうえ取り決めるものとする。